

第3次飯塚市環境基本計画

(地球温暖化対策実行計画【区域施策編】)

～人＋自然＋やさしいまち＝いいづか～

素案

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ（関連の法律との関連、上位計画との関連）	1
3. 計画期間	2
4. 計画の対象分野	2
5. 推進体制	3

第2章 第2次飯塚市環境基本計画の振り返り

1. 第2次飯塚市環境基本計画の評価指標の達成状況	4
基本目標Ⅰ 循環型社会の形成	4
基本目標Ⅱ 自然との共生	5
基本目標Ⅲ 低炭素社会の構築	6
基本目標Ⅳ 人の環づくりと活動実践	7
2. 環境目標・取組の方向性に対する市民の評価（市民アンケート結果より）	8
3. 第3次飯塚市環境基本計画に向けた課題の整理	10

第3章 基本方針

1. 飯塚市が目指す将来像	11
2. 基本目標	11
基本目標Ⅰ：豊かな自然と人が共生する環境をつくる	11
基本目標Ⅱ：うるおいのある快適な生活環境をつくる	12
基本目標Ⅲ：循環型社会・脱炭素社会を実現する（地球温暖化対策実行計画・区域施策編） ..	12
基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組「教育・協働・連携の推進」	12
3. 施策の体系	14

第4章 基本施策

基本目標Ⅰ：豊かな自然と人が共生する環境をつくる	15
基本目標Ⅱ：うるおいのある快適な生活環境をつくる	17
基本目標Ⅲ：循環型社会・脱炭素社会を実現する（地球温暖化対策実行計画・区域施策編） ..	20
(1) 計画の概要	22
(2) 本市における温室効果ガスの排出量の推計方法	22
(3) 本市における温室効果ガスの排出量の推計結果	24
(4) 本市における温室効果ガスの削減目標値	27
基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組「教育・協働・連携の推進」	30

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

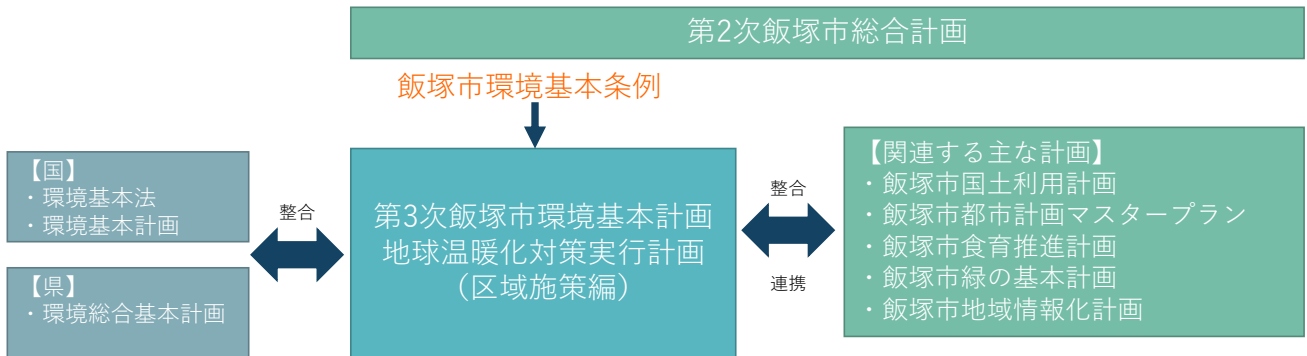
飯塚市は2002（平成14）年3月14日に「飯塚市環境基本条例」を公布・施行しました。条例においては、「すべての者が、互いに協力し連携を保ちながら、環境の保全及び創造を図り、環境にやさしいまち飯塚を実現する」と定められています。条例に基づき、同年3月に飯塚市環境基本計画を策定後、2008（平成20）年3月に改定、2012（平成24）年3月に第2次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画【区域施策編】含む）を策定しました。

現行の第2次計画の計画期間が2021年度で終了します。そこで、今後10年の飯塚市を見据え、新たに第3次飯塚市環境基本計画を策定します。第3次計画においては社会情勢や環境の変化に対応するため、2015年（平成27）年12月に地球温暖化対策の新たな枠組みとして採択された「パリ協定」や、それを踏まえた国の「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年）、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」2019（令和元）年、「第五次環境基本計画」（2018（平成30）年）を踏まえた施策を策定します。また、2015（平成27）年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「SDGs（持続可能な開発目標）」の17ゴールの考えた方を踏まえた施策の検討を行います。

2. 計画の位置づけ（関連の法律との関連、上位計画との関連）

飯塚市環境基本計画は、第2次飯塚市総合計画を上位計画とし、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画です。国や県、本市の法制度や各種計画との整合、連携を図りながら、効果的・効率的に施策を進めます。また、市民、環境団体、事業者、学校のほか、遠賀川流域の各行政組織が協働、連携しながら様々な施策に取り組みます。

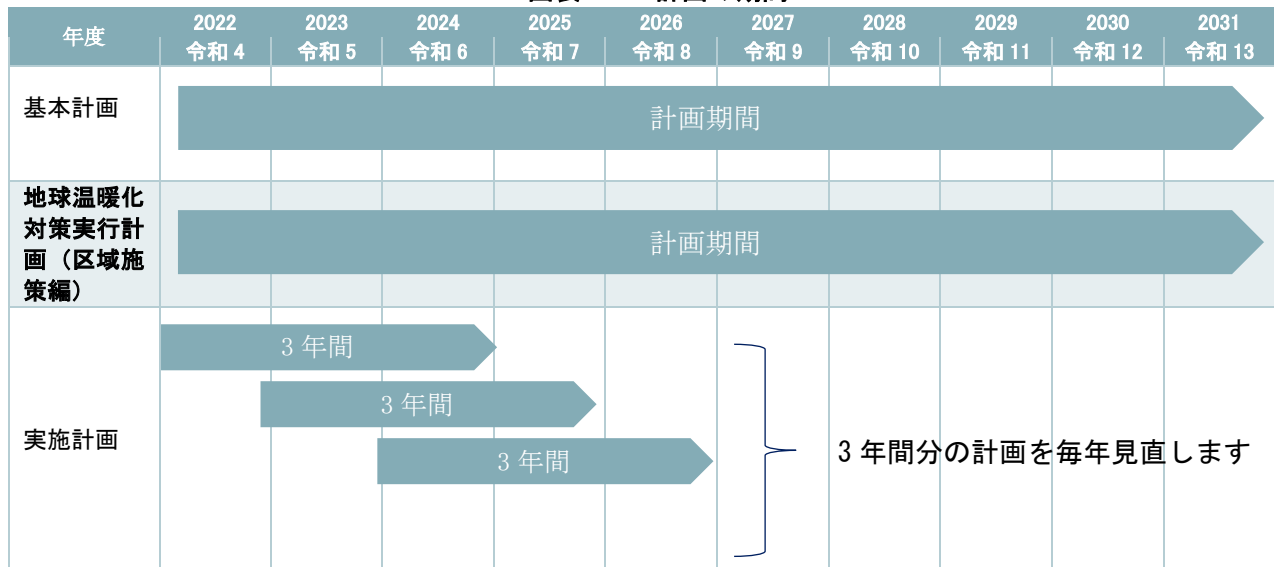
図表 1-1 環境基本計画の位置づけ



3. 計画期間

2022（令和4）年度～2031（令和13）年度の10年間とします。

図表 1-2 計画の期間



4. 計画の対象分野

本計画の対象地域は、本市全区域としますが、現在の環境問題は、地域から地球規模まで広範囲に及んでおり、本市が対応すべき範囲も多岐にわたります。本市の区域にとどまらない環境問題については、他の地方公共団体と広域的な連携を図ります。

図表 1-3 計画における環境の範囲

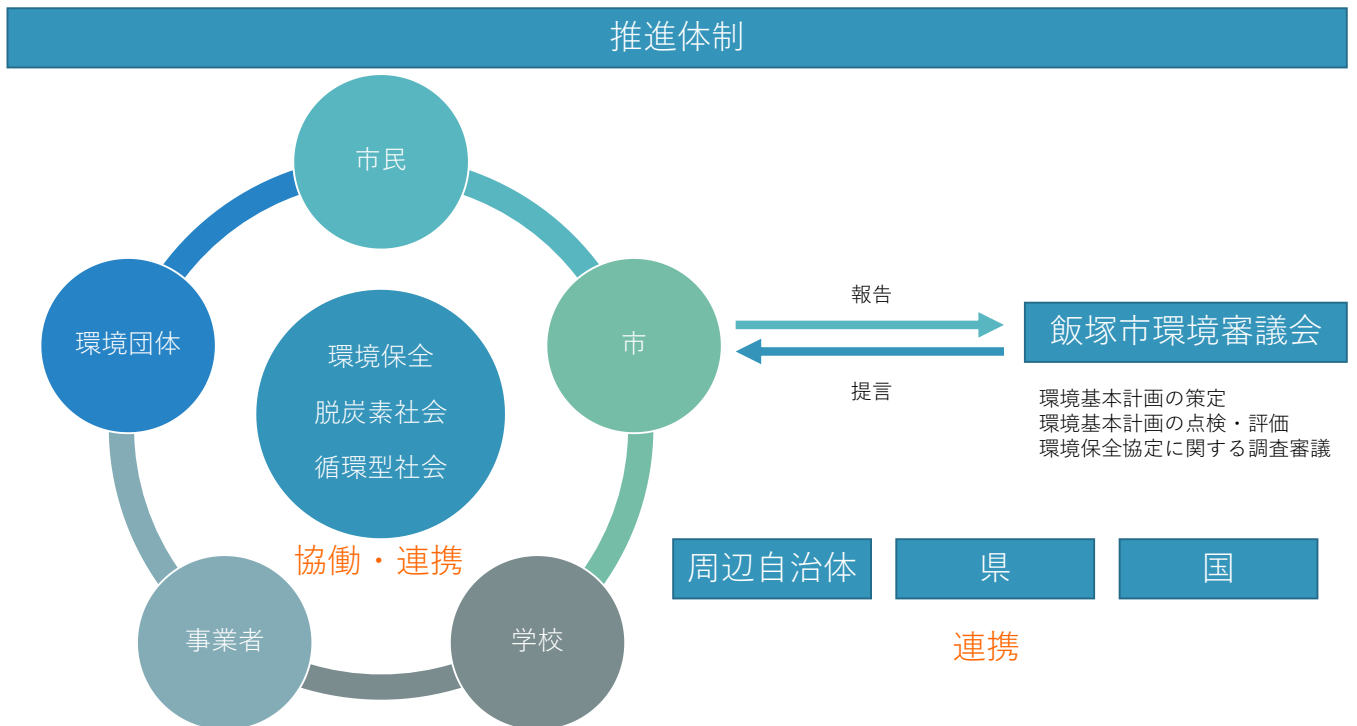
環境の範囲	項目
自然環境	森林、河川、公園・緑地、生物多様性、自然災害
生活環境	大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、化学物質、景観
資源循環・地球温暖化	廃棄物、4R（リフューズ・リデュース・リユース、リサイクル）、エネルギー、気候変動
教育・協働・連携	環境教育・学習、環境保全活動、コミュニティ形成

5. 推進体制

本計画の施策を着実に実行し目標を達成するため、市民、事業者、環境団体、学校、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体のパートナーシップによって取組を進めます。

本市では環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議するため、学識経験者、市民、事業者などで構成する「飯塚市環境審議会」を設置しています。毎年定期的に会議を開催し、環境基本計画の点検・評価を行うとともに、新規施策や改善すべき事項などについての提言を行います。

図表 1-4 第3次飯塚市環境基本計画の推進体制



第 2 章 第 2 次飯塚市環境基本計画の振り返り

1. 第 2 次飯塚市環境基本計画の評価指標の達成状況

(1) 評価指標の達成状況

第 2 次飯塚市環境基本計画では、4 つの基本目標それぞれに環境目標を策定し、環境目標に付随する評価指標を全部で 18 設定しました。各指標の達成状況は次のとおりです。

基本目標 I 循環型社会の形成

目標	限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり
----	------------------------------

基本目標 I の「循環型社会の形成」については、環境目標「ごみの減量」「分別の徹底」における評価指標はいずれも進捗度が低く、目標の達成が困難な状況です。各家庭でのごみの排出量自体の減量に加え、わかりやすい分別ルールと回収場所や回収時期の周知による分別の徹底を引き続き進める必要があります。

【環境目標】ごみ減量化

	評価指標	単位	2010 年度	2019 年度	2021 年度	評価
			基準値	現状値	目標値	
1	1 人 1 日あたりごみ排出量	g/人・日	1,004	1,065	904 以下	×

【環境目標】分別の徹底

	評価指標	単位	2010 年度	2019 年度	2021 年度	評価
			基準値	現状値	目標値	
1	リサイクル率	%	23.7	20.7	33.7 以上	×
2	資源回収量	t/年	4,416	2,657	4,858 以上	×

基本目標Ⅱ 自然との共生

目標	命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり
----	-------------------------------------

基本目標Ⅱの「自然との共生」については、環境目標「河川等水質の改善」における評価指標「廃食用油の年間回収量」、環境目標「森や川の保全」における評価指標「再生した森林の面積」、環境目標「農村と市街地との交流と地産地消の推進」における評価指標「給食での地場食材の占める割合」において、進捗度が低く、目標の達成が困難な状況です。

「廃食用油の年間回収量」については、人口減少や単身高齢世帯の増加などで食用油の消費自体が減っていることもあり回収量が減少していると考えられますが、家庭用排水への油の混入をできる限りなくすよう、今後も回収の呼びかけが必要です。また、「再生した森林の面積」については、森林整備にかかる国や県の制度を効果的に利用しながら、森林所有者との調整を図っていく必要があります。「給食での地場食材の占める割合」については、その年の農産物の生産状況や価格などの影響も受けやすいことから、生産者、農協、直売所、教育委員会などのさらなる連携が必要となります。

【環境目標】河川等水質の改善

評価指標	単位	2010年度	2020年度	2021年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
1 廃食用油の年間回収量	L	4,800	4,726	31,300以上	×
2 汚水処理人口普及率	%	72.2	81.6	81.1以上	○

【環境目標】森や川の保全

評価指標	単位	2010年度	2020年度	2021年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
1 再生した森林の面積	ha	421.49	1,886	2,000以上	×

【環境目標】農村と市街地との交流と地産地消の推進

評価指標	単位	2011年度	2020年度	2021年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
1 花いっぱい推進事業による緑化箇所数	箇所	122	187	132以上	○
2 給食での地場食材の占める割合	%	学校 12.3 保育所 12.2	学校 19.8 保育所 15.0	18%以上	△

【環境目標】在来種を保全する活動の実践、外来生物対策の実践

評価指標	単位	2010年度	2020年度	2021年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
1 現地観察会の開催回数	回/年	0	13	2以上	○

基本目標Ⅲ 低炭素社会の構築

目標	次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり
----	---

基本目標Ⅲの「低炭素社会の構築」については、概ね目標を達成しています。しかし、現在、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化は世界規模での大きな課題となっているため、引き続き全市を挙げての取組が必要となります。

なお、環境目標「地球温暖化防止の取組の実践」における評価指標「2030年度までに、温室効果ガス排出量を、1990年度の水準まで減少」については、国の算定における基準が変更になったため、基準年度である1990年度の値も遡及改定されました。1990年度の遡及改定値 1094.07 千 t-CO₂/年以下は達成していますが、当初の目標値に対する達成度を評価できないため判定を行っていません。

【環境目標】地球温暖化防止の取組の実践

	評価指標	単位	2010年度	2020年度	2021年度	評価
			基準値	現状値	目標値	
1	公共施設、学校等への太陽光発電システムの設置	件	7	32	30以上	○
2	2030年度までに、温室効果ガス排出量を、1990年度の水準まで減少	千 t-CO ₂ /年	—	865.1 (2018年度)	727.0以下 (2030年度)	—

【環境目標】温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化

	評価指標	単位	2010年度	2020年度	2021年度	評価
			基準値	現状値	目標値	
1	見える化ツールの設置学校数	校	3	23	29 (全校)	×

基本目標Ⅳ 人の環づくりと活動実践

目標	豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり
----	---------------------------------

基本目標Ⅳの「人の環づくりと活動実践」については、環境目標「環境教育・学習の充実」における評価指標「飯塚市役所ホームページの、環境に関するページへの年間アクセス件数」以外、目標の達成が困難となっています。評価指標「環境アドバイザー派遣件数」については、環境アドバイザー制度において、アドバイザーへの負担が大きかったため、制度を活用しない講座、セミナーなどに切替え、アドバイザー制度そのものを見直し廃止としたことにより、評価を判定していません。また「エコ工場の来館者数」については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う休館日の増加、イベントの中止・延期などの影響で来館者数が減少しています。今後も新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」への移行が進められるため、オンラインなど、イベントや講座・セミナーの開催方法の検討が必要となります。

【環境目標】環境教育・学習の充実

評価指標	単位	2010年度	2020年度	2021年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
1 飯塚市役所ホームページの、環境に関するページへの年間アクセス件数	—	—	前年比増	対前年度比で増加	○
2 こどもエコクラブ登録団体数	団体	4	4	10以上	×
3 環境アドバイザー派遣件数	件/年	1	0 (廃止)	50以上	—

【環境目標】市民の環境意識の向上

評価指標	単位	2010年度	2020年度	2021年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
1 ペットの糞害苦情件数	件/年	17	17	0	×
2 エコ工場の来館者数	人/年	4,271	2,833	8,000以上	×
3 環境アドバイザーの公民館等への派遣件数 (環境アドバイザー派遣件数50件以上の内数)	件/年	0	0 (廃止)	25以上	—

(2) 第3次飯塚市環境基本計画における評価指標の達成にむけて

評価指標が未達成の多くが、ごみの排出量削減、リサイクル、廃油回収、マナー・モラルなど、各家庭や個人が自主的に取り組むべき項目となっています。環境分野については、日々の地道な取組の積み重ねが成果につながるため、地域の全ての人々が「環境問題は自分ごと」として捉える姿勢が重要になります。

第2次飯塚市環境基本計画においては、市（行政）、いづか環境会議（環境団体）を推進組織として据え、市民や事業者などの協働・連携を促して行くこととしていましたが、現状では十分な協働体制が構築されていません。今後、地域の全ての人々が「自分ごと」として環境問題を捉え活動していくためには、推進組織主体の取組ではなく、全ての主体が対等な立場で自由にアイデアを出し合う土壌をつくるのが重要です。その上で、市民の自発的な活動の輪を地域で広げ、指標の達成につなげていくことが求められます。

2. 環境目標・取組の方向性に対する市民の評価（市民アンケート結果より）

第2次飯塚市環境基本計画で設定した「取組の方向性」について、施策の満足度と今後の施策としての重要度についての結果を点数化し、4つの施策の方向性に分類しました。

「満足度」「重要度」がともに平均よりも高い施策は【維持】、「重要度」は高いにもかかわらず「満足度」が低い施策は【強化】、「満足度」「重要度」がともに低い施策は施策を続けるかどうかの【再検討】、「満足度」が高いにもかかわらず「重要度」が低いものについては、一定の施策効果があったとみなし、施策の優先順位などの【見直し】と位置づけています。

【維持】に分類されるのは、主に「ごみの発生抑制のための取組の普及」「リサイクル率向上のための取組」「拠点ボックスのさらなる活用」など、循環型社会の形成に関連する項目となりました。【強化】に分類されるのは、「不法投棄防止のための美しい環境整備」「マナー、モラルに関する大人の意識改革」など、大人のマナー、モラルに関連する項目や「下水道普及率（接続率）の向上と未整備区域への対応」「公害対策の強化」など主に生活環境に関する項目などとなりました。【再検討】に分類されるのは、「里地・里山の保全」「開発時の適正な評価と保全措置」など森や川の保全に関する項目、「太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及」「広報による、CO₂等削減状況に関する情報提供」など地球温暖化対策に関連する項目などとなりました。【見直し】に分類されるのは、「排水の指導と意識啓発」「廃食用油の流出による水質汚染の防止」「水質の改善と自然配慮型への再整備」など河川の水質改善に関する項目、「緑のカーテン運動の継続と拡充」「省エネ行動の普及・啓発」「省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入」など、地球温暖化対策に関連する項目などとなりました。

【分類の方法】

満足度の軸

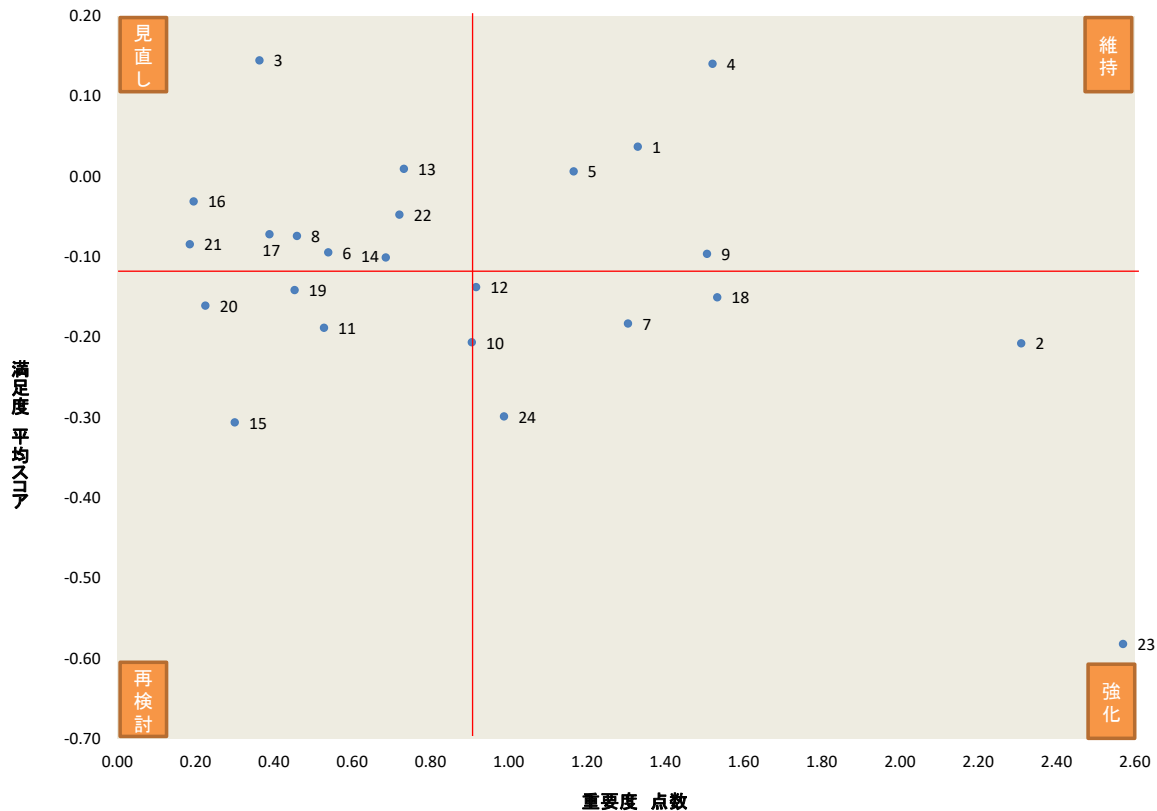
「満足」2点、「やや満足」1点、「ふつう」0点、「やや不満」-1点、「不満」-2点とし、回答を点数による重み付けをした数値です。

重要度の軸

1位5点、2位4点、3位3点、4位2点、5位1点とし、回答を点数による重み付けした合計を1,000で割った数値です。

グラフの赤い線は平均値を示しています。

図表 2-1 飯塚市の環境施策に対する「満足度」と「重要度」の分布



分類	プロット No.	項目	満足度 スコア	重要度 点数
維持	1	ごみの発生抑制のための取組の普及	0.04	1.33
	4	リサイクル率向上のための取組	0.14	1.52
	5	拠点ボックスのさらなる活用	0.01	1.17
	9	森や川の回復や保全、適正な保護	-0.10	1.51
強化	2	不法投棄防止のための美しい環境整備	-0.21	2.31
	7	下水道普及率(接続率)の向上と未整備区域への対応	-0.18	1.31
	12	自然とふれあうための景観要素や場所の整備	-0.14	0.92
	18	異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	-0.15	1.53
	23	マナー、モラルに関する大人の意識改革	-0.58	2.57
再検討	24	公害対策の強化	-0.30	0.99
	10	里地・里山の保全	-0.21	0.91
	11	開発時の適正な評価と保全措置	-0.19	0.53
	15	外来生物対策	-0.31	0.30
見直し	19	太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及	-0.14	0.45
	20	広報による、CO2 等削減状況に関する情報提供	-0.16	0.23
	3	市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進	0.14	0.36
	6	排水の指導と意識啓発	-0.09	0.54
	8	廃食用油の流出による水質汚染の防止	-0.07	0.46
	13	地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保	0.01	0.73
	14	水質の改善と自然配慮型への再整備	-0.10	0.69
	16	緑のカーテン運動の継続と拡充	-0.03	0.20
17	省エネ行動の普及・啓発	-0.07	0.39	
21	省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入	-0.08	0.19	
22	環境教育・学習と実践活動の充実	-0.05	0.72	
平均 (分類軸)			-0.12	0.91

3. 第3次飯塚市環境基本計画に向けた課題の整理

(1) 気候変動リスクへの対応（地球温暖化対策）

近年、気候変動による地球規模の環境危機が危惧されるなか、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換となる「パリ協定」が2016年11月に発効しました。国では、パリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」（2016年5月）、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019年6月）をそれぞれ閣議決定し、2050年までに温室効果ガス80%削減に取り組むことを示しています。本市においても、地球温暖化対策は重要施策と位置づけ、第2次飯塚市環境基本計画に引き続き、地球温暖化防止対策をと位置づけ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。地球温暖化対策である、循環型社会形成の取組の強化、省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進の強化についての課題は次の通りです。

【循環型社会形成の取組強化】

ごみの排出抑制、リサイクル率の向上など、循環型社会の形成に関連する取組については、市民アンケート結果では、施策に対する満足度、重要度がいずれも高く、施策の方向性としては「維持」に分類されています。市民の施策満足度は高い一方、評価指標の達成度をみると、取組の進捗度が低くなっています。指標は達成していないにもかかわらず市民の施策満足度が高くなっているのは、市民の意識と現状とのズレの現れと言えます。循環型社会の形成は、地球温暖化対策としても重要な取組であることから、市民の意識をさらに高めるための情報発信、啓発、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進など、施策の強化・拡充を図る必要があります。

【省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進の強化】

飯塚市の温室効果ガスの排出量は2013年度をピークに減少しており、省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進に関連する施策については、市民の施策重要度が他の施策と比較して低い傾向にあります。しかし、地球温暖化を背景に世界規模で異常気象が多発しており、災害被害の激甚化など、私たちの生活への影響も大きくなっています。国では2030年度における温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指しており、本市においてもさらなる削減が求められます。

再生可能エネルギー由来の電力購入や、自宅や事業所での太陽光発電、太陽熱発電システム、省エネ住宅・建築物への改修など、市民や事業者の行動変容を促していくことで、エネルギーの消費量を減らしていく必要があります。

(2) 市民の環境問題、環境活動への意識醸成

今後、環境問題が複雑化・多様化する中で、基礎的な知識に加え、環境課題の解決に向けた、新たな視点やアイデアを創出できる人材を育てていくことが重要となっています。環境維持・保全に向けた行動変容を促して行くためには、教育・学習は重要視すべき分野の1つであり、持続可能な開発目標であるSDGsにおいても「教育がすべてのSDGsの基礎」といわれるほど教育が重視されています。しかしながら、市民アンケート調査結果から、下記の2点において市民の環境への取組、意識が十分でない状況が明らかになっています。

【環境学習に関する意欲の向上】

市民アンケート結果では、飯塚市の環境を良くするために必要な日常の取組として、「飯塚市や環境団体が企画・主催する環境イベントに参加している」「エコ工房などの環境活動拠点や自治公民館等での環境講座に参加している」がいずれも下位5位に入っており、市民の環境への学習意欲は低い状況にあります。そのため、学習へのハードルを低くし、誰もが気軽に参加できる講座やイベント、時間を選ばない動画の配信など、市民の学習機会の拡充や学習意欲の向上を図る必要があります。

【教育・啓発による行動変容】

前述の環境目標・取組の方向性に対する市民の評価において「強化」に分類された施策の中でも、特に「マナー・モラルに関する大人の意識改革」が飛び抜けて施策の重要度が高くなっており、教育・学習による環境意識醸成、行動変容が重要となっています。

第3章 基本方針

1. 飯塚市が目指す将来像

本市はこれまで、環境にやさしいまちづくりを進めることにより、人と自然の共生を実現する「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」を将来像として掲げ、市民、環境団体、事業者、学校、行政が連携・協力して環境・まちづくりの取組を進めてきました。しかしながら、目標達成の目印となる成果指標の一部は未だ達成できていないため、第3次飯塚市環境基本計画においても、第2次飯塚市環境基本計画の将来像を引き継ぎ、取組を進めます。

飯塚市が目指すべき将来像

「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」

2. 基本目標

第3次飯塚市環境基本計画では、将来像を実現するために、3つの基本目標と、基本目標の実現に向けた横断的取組を掲げます。

また、2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)の中核をなす「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2030年に向けて国際社会が目指す目標として、世界の共通言語となり、様々な国でSDGs達成に向けた取組が実施されています。飯塚市においても、SDGsの17のゴールと基本目標・施策方針とを関連づけて施策を実施していきます。



基本目標Ⅰ：豊かな自然と人が共生する環境をつくる

飯塚市は、三郡山地などの山が水を育み、その水が集まり支流となって遠賀川へと流れ込んでいます。飯塚市の植生のほとんどは、過去に何らか人為的な影響を受けたもので、自然植生は一部に点在するのみですが、適切な手入れがされた人工林や里地里山は、水源涵養をはじめとした公益的機能を有しています。豊かな森林や川は、水や生物多様性を確保するのみならず、市民に自然とのふれあいの場を提供しています。これらの自然がもたらす恵みを将来にわたって享受できるよう、自然と人が共生する環境づくりの取組を進めます。

施策方針①：森林や水源の保全

施策方針②：生物多様性の保全



基本目標Ⅱ：うるおいのある快適な生活環境をつくる

市民が健康で安全・安心に暮らしていくためには、大気環境や水環境を良好に保つと共に、快適な生活環境を維持するために、騒音、振動、悪臭などの公害にも適切に対応していく必要があります。また、市街地や河川敷などでのごみのポイ捨てやペットの糞害などが多く見られることから、市民一人ひとりの意識改革が求められます。うるおいのある快適な生活環境をつくるため、市民の環境意識やマナー向上を図り、環境美化や緑化を進めることで豊かなまちの景観づくりを進めます。

- 施策方針①：河川などの水質改善
- 施策方針②：環境美化活動の推進
- 施策方針③：公害対策の徹底



基本目標Ⅲ：循環型社会・脱炭素社会を実現する（地球温暖化対策実行計画・区域施策編）

地球温暖化は、人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼすと予想されており、最も重要な環境問題の1つです。本市でも気温の上昇がみられ、近年の集中豪雨被害など、気候変動の影響を受けています。私たちの社会・経済活動は温室効果ガスの排出と関わっているため、市民、事業者、行政などあらゆる主体が温室効果ガスの排出削減に向けた取組を積極的に行っていきます。

- 施策方針①：4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- 施策方針②：省エネ活動、再生可能エネルギー導入の促進

【重点施策】

基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組 「教育・協働・連携の推進」

環境問題は、地球温暖化や廃プラスチックによる海洋汚染など地球レベルのものから、騒音・悪臭やペットの糞害など地域レベルのものまで幅が広く、内容も多岐にわたっています。また、環境は社会・経済活動と密接に関連しており、その関連性は複雑化・多様化しています。かつての公害問題のように、発生源を突き止め汚染物質の流出を防ぐというような、原因と対策が見えやすい問題ではなく、近年の環境問題は、様々な要素が複雑に絡み合っているため、その解決にあたっては、総合的・分野横断的な視点を持つことが不可欠です。また、環境分野を超えた様々な主体との連携が重要であり、各主体が“Think globally Act locally” [地球規模で考え、足下から行動する]ことを念頭に、環境保全や創造に関心を持ち、自ら行動することが求められます。

そのため、全ての主体の意識の向上に向け、積極的に情報を発信するとともに、環境教育・環境学習の場や機会の充実を図り、世代や主体に関わりなく自由に活動できる地域づくりを進めます。また、地域を越えた地球規模で環境問題に興味関心を持ち、複雑化・多様化する環境問題の解決に取り組むことができる人材を育てます。

- 施策方針①：情報発信手段の多様化
- 施策方針②：多様な主体、多様な世代の交流・連携の推進
- 施策方針③：環境教育・学習の充実



SDGs において令和 12(2030)年までに目指す 17 の目標(ゴール)

目標(ゴール)		
	1. 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2. 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3. すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4. 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6. 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8. 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。
	10. 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	11. 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	12. つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	13. 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	14. 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	15. 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料) 環境省「すべての企業が持続的に発展するために-持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド-資料編 (第2版)」

3. 施策の体系

基本目標	施策方針	取組の方向性
Ⅰ：豊かな自然と人が共生する環境をつくる	①森林や水源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な森林整備による水源涵養機能、二酸化炭素吸収機能の維持・向上 ● 里山の保全 ● 保安林の整備による自然災害の防災・減災
	②生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 希少動植物、在来種の保護・保全 ● 外来生物の拡大防止 ● 自然とふれあえる場の創出・確保
Ⅱ：うるおいのある快適な生活環境をつくる	①河川などの水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 污水处理人口普及率の向上 ● 水質の監視、水質改善の啓発活動の推進
	②環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなか美化活動の推進 ● 生活マナーの向上 ● 不法投棄防止
	③公害対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音、振動、悪臭など公害の監視・指導の徹底
Ⅲ：循環型社会・脱炭素社会を実現する (地球温暖化対策実行計画・区域施策編)	①4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ発生の抑制（断る、減らす） ● 再利用・再資源化の推進
	②省エネ活動、再生可能エネルギー導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民運動「COOL CHOICE」の推進 ● 家庭や事業所、学校などへの省エネ・再エネ設備の導入促進 ● 地産地消の推進 ● 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく対策の推進

基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組 ～教育・協働・連携の推進～	
施策方針	取組の方向性
①情報発信手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な媒体による情報発信 ● ICTを活用した多様なコミュニケーション手段の導入
②多様な主体、多様な世代の交流・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会・交流センターの活用による地域コミュニティの活性化 ● 多様な主体、世代が気軽に情報交換できる場の創出支援 ● 環境保全団体などのネットワーク形成支援
③環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● エコ工房、コミュニティセンター・交流センターを活用した講座、セミナーイベントの拡充支援 ● 専門家による自然観察会の開催 ● 小中学校における環境教育の推進

第4章 基本施策

基本目標Ⅰ：豊かな自然と人が共生する環境をつくる

【施策方針①】 森林や水源の保全



(1) 現状と課題

豊かな森林は「緑のダム」とも呼ばれ、降った雨を蓄える水源涵養機能があります。しかし、適切に手入れされずに荒廃した森林は、この水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下し、豪雨時の土砂災害を引き起こす可能性があります。これまで、飯塚市では、福岡県森林環境税基金などを活用しながら、荒廃森林の整備を進めてきました。しかし、飯塚市においては、森林の約7割を個人が所有しており、所有者の高齢化や森林管理に対する意識の低下などにより、適切に管理されない森林が今後も増加することが懸念されます。今後は、新たに国で創設された森林環境譲与税なども活用しながら、森林の適切な維持・保全を図る必要があります。

(2) 取組の方向性

①適正な森林整備による水源涵養機能、二酸化炭素吸収機能の維持・向上

森林の持つ水源涵養機能や二酸化炭素吸収機能を維持・向上するために、荒廃森林の整備を進めるとともに、人工林については、適切な時期に伐採、植林、下刈や間伐などを行うことで、健全な森林を育てます。また、森林経営管理制度（新たな森林管理システム）や森林環境譲与税を適切に運用することで、森林整備を促進します。

②里山の保全

里地里山は、農業や林業など人と自然の相互作用を通じて長年にわたって形成されてきた二次的な自然環境であり、生物の多様性や地域特有の景観や文化の基盤として重要な役割を持ちます。市民の自然学習の場として活用することで、里山に関心を持ってもらうとともに、市民をはじめ、地域の企業や団体などの里山保全活動への参加を促します。

③保安林の整備による自然災害の防災・減災

国や県などでは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するための森林を「保安林」として指定しています。その働きが失われないように伐採を制限したり、適切に手を加えるなど保安林としての機能の維持・発揮に必要な管理を行い、特に近年多発している集中豪雨などの自然災害の防災・減災を促進します。

施策方針① 森林や水源の保全

評価指標	現状値	目標値
荒廃森林の整備面積	● 1,866ha	● 3,575ha

(1) 現状と課題

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあります。生物多様性は、大気・水・栄養の循環等の様々な動きを通じて、私たち人間を含めた全ての生物の存続の基盤となっています。この生物多様性が損なわれれば、将来にわたる暮らしの基盤が脆弱なものとなります。飯塚市においても、開発や水質悪化、外来種の侵入などの影響で、希少動植物や在来種の生育・生息域の消失、個体数の減少が危惧されています。生物多様性の保全に向けては、正しい知識を身につけ、希少野生生物や在来種の生育・生息域の保全や外来種対策を推進していくことが必要です。

(2) 取組の方向性

①希少動植物、在来種の保護・保全

飯塚市の市域には、在来種や環境省が定める国内希少野生動植物や環境省版レッドリスト、福岡県レッドデータブックで指定されている希少動植物が生息しています。これらの生物の生育・生息状況について、自然体験プログラムなどを活用して継続的に調査を行います。また、調査結果などについては、市民に情報発信し、保護・保全に対する意識を高めます。

②外来生物の拡大防止

飯塚市においては、外来生物が多種類確認されており、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定されている外来生物の増加も見られます。外来生物については、市民に正しい情報を発信し、「入れない」「捨てない」「拡げない」の3原則を徹底することで、既存生態系への影響を最小限にとどめます。

③自然とふれあえる場の創出・確保

自然と人との共生について、市民の意識を高め具体的な行動に結びつけていくために、市民が身近に自然とふれあい、自然との付き合い方や自然に関する知識を学ぶ機会や場づくりを促進します。

施策方針② 生物多様性の保全		
評価指標	現状値	目標値
市民の「自然とふれあうための景観要素や場所の整備」に対する満足度	● 70.2%*	● 90%以上

※2020年度飯塚市環境に関する市民アンケートの施策満足度「満足」「やや満足」「普通」の合計割合

基本目標Ⅱ：うるおいのある快適な生活環境をつくる

【施策方針①】 河川などの水質改善



(1) 現状と課題

飯塚市は、ほぼ全域に支流河川が編み目のように流れており、山間部から市街地を經由して、市の中央を流れる穂波川、遠賀川に合流し海へと流下しています。直近の水質調査では、人体的に被害を及ぼす項目については特に問題のない数値となっていますが、水質汚濁の指標として用いられる BOD(生物化学的酸素要求量)*の数値は高い箇所が見受けられます。水質汚濁は家庭排水が主な原因です。河川の汚濁防止や水質改善のため、公共下水道への接続率を高めるとともに、浄化槽の設置を促進していくことが重要です。

(2) 取組の方向性

① 汚水処理人口普及率の向上

河川の水質汚濁は主に家庭排水が原因となっています。河川の水質改善のため、公共下水道事業計画区については公共下水道への接続を促進し、公共下水道事業計画区域外および、その他の汚水処理施設の処理区域外については浄化槽設置を促進します。

② 水質の監視、水質改善の啓発活動の推進

国や県と共同して水質等の調査を行い、公共用水域や地下水の水質について継続的に監視します。また、生活と水質汚濁との関係の理解促進や意識向上を図り、各家庭からの生活排水対策を推進します。

施策方針① 河川などの水質改善

評価指標	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	● 81.1%	● 94.0%*
BOD 環境基準達成カ所数*/県指定河川の調査カ所数×100	● 100% (2019 年値)	● 100%

※BOD とは、水中の有機物の量と微生物と酸素量の関係に着目して、水中に存在する水質汚濁物質の量の指標としたもの。一般にこの数値が大きい場合は、有機物による水質汚濁の程度が大きいとされています。

※飯塚市汚水処理構想 2035 年目標値

※BOD 環境基準達成カ所数は、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて 75%目に該当する日平均値である「75%水質値」が、環境基準値を下回っている箇所を指します。現在、県指定の河川調査箇所は 4 箇所です(遠賀川 2 箇所、穂波川 2 箇所)。

※BOD 値については 12 月に公表され次第、2020 年値に更新予定。

【施策方針②】環境美化活動の推進



(1) 現状と課題

市街地や河川敷などでは、ごみのポイ捨てやペットの糞害などが多く見られます。市民アンケートをみると、第2次飯塚市環境基本計画における施策の中で、「マナー、モラルに関する大人の意識改革」と「不法投棄防止のための美しい環境整備」は不満度が高く、飯塚市の環境を良くするための施策の重要度で上位を占めており、マナー、モラルに対する意識改革、市内の環境美化は市民にとって大きな課題となっています。

(2) 取組の方向性

①まちなか美化活動の推進

まちの美しい景観は、うるおいのある快適な生活環境の形成に欠かせないものです。美しい景観が保たれることで、市民の環境意識も高まると同時に、まちへの誇りにもつながります。美しい景観の形成とまちへの愛着を高めるため、ボランティア団体や事業者等による花いっぱい推進事業をさらに拡大します。また、多様な世代や主体が気軽に参加・交流できる市民一斉清掃を定期的実施します。

②生活マナーの向上

飯塚市では、空き缶、吸い殻等やペットの糞の持ち帰りなどに関して、生活環境の保全に関する条例を定めています。自治会やイベントで、マナー啓発に関する看板やパネルを設置するなど、公共の場でのごみの持ち帰りやペットの糞の持ち帰りの徹底を促します。

③不法投棄防止

廃棄物の不法投棄や不法焼却は法律により禁止されており、違反した者には厳しい罰則が適用されます。不法投棄などについては、早期発見と拡大の防止が重要です。市民からの情報提供を促すとともに、見回り、監視、指導の強化に努めます。

施策方針② 環境美化活動の推進

評価指標	現状値	目標値
市民の「マナー、モラルに関する大人の意識改革」の不満度	● 49.8%*	● 25%

※2020年度飯塚市環境に関する市民アンケートの施策満足度「やや不満」「不満」の合計割合

【施策方針③】公害対策の徹底



(1) 現状と課題

飯塚市における公害苦情の発生状況をみると、近年は大気汚染に関する苦情が最も多くなっています。市民から寄せられる公害苦情は、健康や生活環境への相談と行政に対する要望という側面を併せ持っており、市民の公害に対する関心の度合いや公害被害の現状を反映していると言えます。

国や県、飯塚市で測定している公害に関連する項目の数値をモニタリングし、基準値を超えるものや継続して値の高い項目については適切な対策を講じることが求められます。

(2) 取組の方向性

①騒音、振動、悪臭など公害の監視・指導の徹底

騒音、振動、悪臭については、各法律に基づいて指定された地域について、規制基準が適正に守られているかなど、監視・指導を徹底します。また、大気汚染については、県などが公表する微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントなどの情報を市民に提供し、濃度が高い時期の注意喚起を促します。

施策方針③ 公害対策の徹底		
評価指標	現状値	目標値
公害の件数	● 57件(2019年)	● 0件

基本目標Ⅲ：循環型社会・脱炭素社会を実現する (地球温暖化対策実行計画・区域施策編)

基本目標Ⅲは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「飯塚市地球温暖化対策実施計画（区域施策編）」（以下、区域施策編という。）を含み、飯塚市の自然、社会、産業などの条件に応じて温室効果ガスを削減し、急速に進行する気候変動に対する施策の推進を目的とします。

【施策方針①】 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進



（1）現状と課題

本市におけるごみの総排出量は、人口減少を背景に、災害ごみが大量に発生した2019年を除き、この10年間で減少傾向にあります。しかしながら、1人1日当たりのごみ排出量は福岡県を上回っています。

ごみの収集運搬、焼却、埋立など処理過程を通して、燃料の大量消費や二酸化炭素排出により、環境への負荷がかかっています。廃棄物については、適正処理に加え、循環型社会の形成、地球温暖化対策の観点から重要視されるようになっており、廃棄物自体の減量、リユース、リサイクルの促進が不可欠となっています。また、近年、国際社会において、海洋などの自然界に流出するプラスチックごみが海洋汚染を引き起こすとして、小売業などでのレジ袋有料化が義務づけられるなど、プラスチックごみの排出抑制に向けた取組が進められています。プラスチックは軽量で利便性が高く安価であるため様々な製品に利用されていますが、「使い捨て」を前提とした利用方法の見直しが必要となっています。

（2）取組の方向性

①ごみ発生抑制（断る、減らす）

飯塚市は1人1日当たりのごみ排出量が県と比較して多いことから、ごみの発生自体を抑制していくことが重要です。買い物時の過剰包装を断ったり、簡易包装、あるいはリサイクル可能な容器を使用した製品を優先的に選択するなど、日常でのごみの発生抑制を推進します。また、食べ残しや食品ロスなどが極力発生しないよう、市民、事業者、学校などへの啓発を進めます。

②再利用・再資源化の促進

飯塚市では、再利用可能な資源回収のために、自治会が管理する拠点回収ボックスが設置されています。市民アンケートでは、この拠点回収ボックスの利用可能な曜日や利用方法がわからないなどの意見が多く見られました。拠点回収ボックスや資源回収団体が実施する資源回収の利用を促進するために、広報誌やSNSなど様々な媒体を利用して、資源回収に関する情報の発信を多面的に行います。また、再利用、再資源化できるものがごみに混ざらないよう、ごみ出しのルールを周知徹底します。また、再利用可能な日用品については、リサイクルショップやフリーマーケットなどの利用を呼びかけます。

施策方針③ 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

評価指標	現状値	目標値
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	● 686.3g/人・日（2018年）	● 669.1g/人・日 （2.5%削減）
再生利用率	● 22.6%（2018年）	● 23.1% （0.5%増加）

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）から資源ごみを控除した量÷人口÷365

※再生利用率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷総排出量×100

【施策方針②】省エネ活動、再生可能エネルギー導入の促進



(1) 現状と課題

飯塚市における温室効果ガスの排出量は、2013 年をピークに減少傾向にあります。しかし、地球温暖化による気温上昇は今後も進むと予想されていることから、パリ協定や環境省の「地球温暖化対策計画」や「福岡県地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けた排出量の削減が必要です。温室効果ガスの排出量削減のためには、市民一人ひとりの省エネルギー行動に加え、市全体でエネルギーを無駄なく効率的に使うまちづくりも重要となります。

また、飯塚市での温室効果ガス排出量の約 4 割が製造業、約 3 割が自動車由来となっています。製造業の省エネについては、工場での大規模な設備投資が必要となるため、国や県と連携した取組が求められます。また、自動車については、福岡県が推進する水素エネルギーやエコカーの普及促進、公共交通利用環境の維持・向上などが求められます。

(2) 取組の方向性

①国民運動「COOL CHOICE」の推進

「COOL CHOICE」とは、「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など、温室効果ガスの排出量削減につながる「賢い選択」を様々な場面で実施する取組です。市民一人ひとりの賢い選択を重ねることで、確実な排出量の削減につながります。どのような場面で、どのような選択をすれば良いのかなど、様々な情報を一元的にわかりやすく市民発信し、取組みを推進します。

「COOL CHOICE」の例を挿入予定

②家庭や事業所、学校などへの省エネ・再エネ設備の導入促進

温室効果ガス排出量の削減のためには、市民一人ひとりの省エネルギー行動に加え、市全体でエネルギー消費効率の良い設備・機器、建築物の普及を促進します。公共施設においては、施設更新時に太陽光発電システムの導入を進めます。事業所のエコアクション 21 や ISO14001 などの取得を支援し、中小規模の事業所においても環境経営の仕組みをつくり、環境面や経営面での継続的な改善を図ります。

③地産地消の推進

地域内における地元農産物の流通は、他産地からの輸送にかかるエネルギーの削減など、環境への負荷、いわゆるフード・マイレージの低減が期待できます。また、地域で生産される旬の農産物は、他の時期に生産するよりもエネルギーコストが低いとされており、旬の食材を地元で消費することも重要です。飯塚市では、平成 31 年に「第 3 次飯塚市食育推進計画」が策定され、生産者、農協、直売所、教育委員会などが連携した地産地消の仕組みづくりを進めています。この計画に基づき、地域における地産地消を推進します。

④地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく対策の推進

飯塚市では、市が実施する事務・事業に関し「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。この計画に基づき、庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策などを実施します。

施策方針② 省エネ活動、再生可能エネルギー導入の促進

評価指標	現状値	目標値
温室効果ガス排出量	● 865.1 千 CO ₂ t (2018 年)	● 2030 年に 2013 年度比で 46%減 (2013 年度 1,199.2 千 tCO ₂ →2030 年度 647.6 千 tCO ₂)

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（１）計画の概要

①計画の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。本市においては、2021年3月に環境省が取りまとめた「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」（以下、「算定マニュアル」とする）に基づき市内から排出される温室効果ガスの推計を行い、国や県の動向を踏まえ、中期目標として2030年度の削減目標値ならびに長期目標として2050年度の削減目標値を設定しました。

②対象とする温室効果ガス

本市が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）とします。

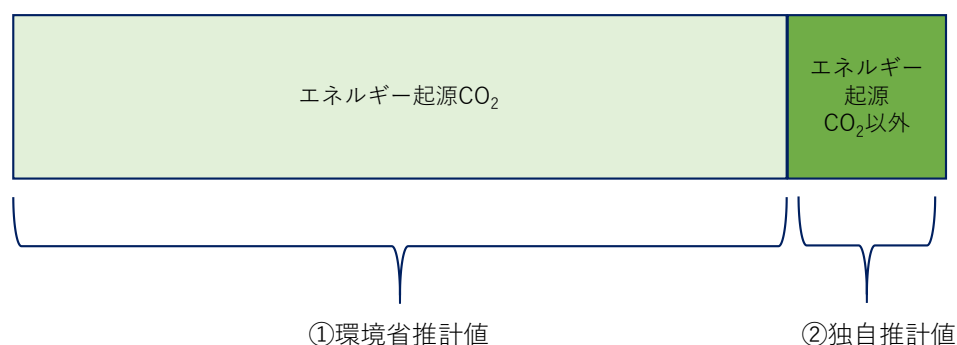
③基準年度・目標年度

国や県の動向を踏まえ、基準年を2013年度、中期目標年度を2030年度、長期目標年度を2050年度とします。

（２）本市における温室効果ガスの排出量の推計方法

【推計の対象となる部門・分野】

温室効果ガス排出量は大きく、「エネルギー起源CO₂」と「エネルギー起源CO₂以外」に分けられます。エネルギー起源CO₂については、環境省が公表する「自治体排出量カルテ」の値を用います。また、エネルギー起源CO₂以外については、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）を対象に算定マニュアルに基づき、各種統計データを収集整理して推計しました。



算定マニュアルでは、地方公共団体において、対象とすることが望まれる部門・分野がまとめられています。中核市以下の市町村においては、エネルギー起源のCO₂として、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門（鉄道、船舶、航空除く）、エネルギー起源CO₂以外として、一般廃棄物（焼却処分）が特に把握が望まれるものとされています。

独自推計部分のエネルギー起源CO₂以外については、特に把握が望まれる一般廃棄物（焼却処分）に加え、市レベルでの統計データの入手が可能な部門・分野について推計を行いました。

図表 4-1 エネルギー起源 CO₂ 以外の推計の対象部門・分野

分野	項目
燃料燃焼	自動車走行
農業	耕作 (米、麦、大豆)
	水田、肥料使用、農産物残渣すき込み、焼却
	畜産 (牛、豚、鶏)
	排せつ物管理
廃棄物	一般廃棄物 (焼却処分)
	排水処理 (し尿、産業、生活・商業)

【参考】地方公共団体の区分により対象とすることが望まれる部門・分野

ガス種	部門・分野	都道府県	指定都市	中核市 ^{*1}	その他の市町村		
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	●	●	●	●	
		建設業・鉱業	●	●	●	●	
		農林水産業	●	●	●	●	
	業務その他部門	●	●	●	●		
	家庭部門	●	●	●	●		
	運輸部門	自動車 (貨物)	●	●	●	●	
		自動車 (旅客)	●	●	●	●	
		鉄道	●	●	●	▲	
		船舶	●	●	●	▲	
		航空	●				
エネルギー転換部門	●	●	▲	▲			
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	●	●	▲	▲	
		自動車走行	●	●	▲	▲	
	工業プロセス分野	●	●	▲	▲		
	農業分野	耕作	●	●	▲	▲	
		畜産	●	▲	▲	▲	
		農業廃棄物	●	●	▲	▲	
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	▲	●	● ^{*5}	● ^{*5}
			産業廃棄物	●	● ^{*3}		
		埋立処分	一般廃棄物	▲	●	▲	▲
			産業廃棄物	●	● ^{*3}		
		排水処理	工場廃水処理施設	●	● ^{*4}		
			終末処理場	●	●	▲	▲
			し尿処理施設	▲	●	▲	▲
	生活排水処理施設	▲	●	▲	▲		
	原燃料使用等	●	●	▲	▲		
代替フロン等 4 ガス分野 ^{*2}	●	●	▲	▲			

●：特に把握が望まれる ▲：可能であれば把握が望まれる

※1 中核市には施行時特例市を含みます。

※2 NF₃については、●の地方公共団体においても「可能であれば把握が望まれる」とします。

※3 産業廃棄物の焼却処分、埋立処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）における「政令で定める市」以上を「特に把握が望まれる」とします。

※4 工場廃水処理施設における排水処理の分野は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）における「政令で定める市」以上を「特に把握が望まれる」とします。

※5 中核市とその他の市町村は、一般廃棄物の焼却処分のうち非エネ起 CO₂ のみ「特に把握が望まれる」とします。

※6 吸収源対策による吸収量を推計対象とするかどうかは地方公共団体の規模によらず任意とします。

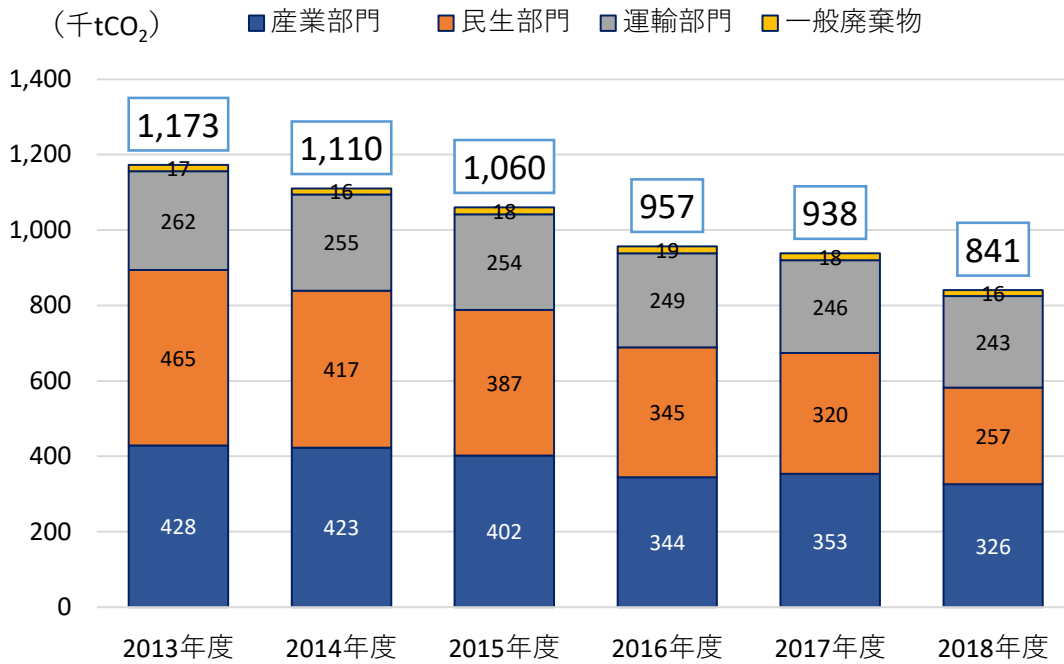
資料) 環境省「地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」

(3) 本市における温室効果ガスの排出量の推計結果

①エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

エネルギー起源の CO₂ 排出量の推移を見ると、一般廃棄物と 2017 年度の産業部門の増加以外は、いずれの分野も 2013 年以降、一貫して減少傾向にあります。特に、民生部門（業務、家庭）の減少幅が大きくなっています。

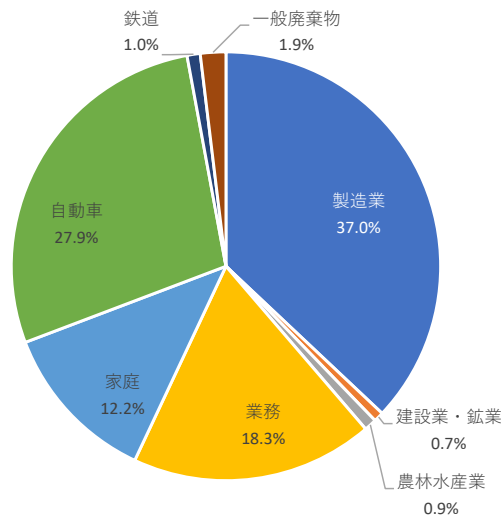
図表 4-2 エネルギー起源 CO₂ の推移



注) 「標準的手法」(全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法)による全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値データ。

資料) 環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」

図表 4-3 部門別エネルギー起源 CO₂ の排出量割合 (2018 年度)



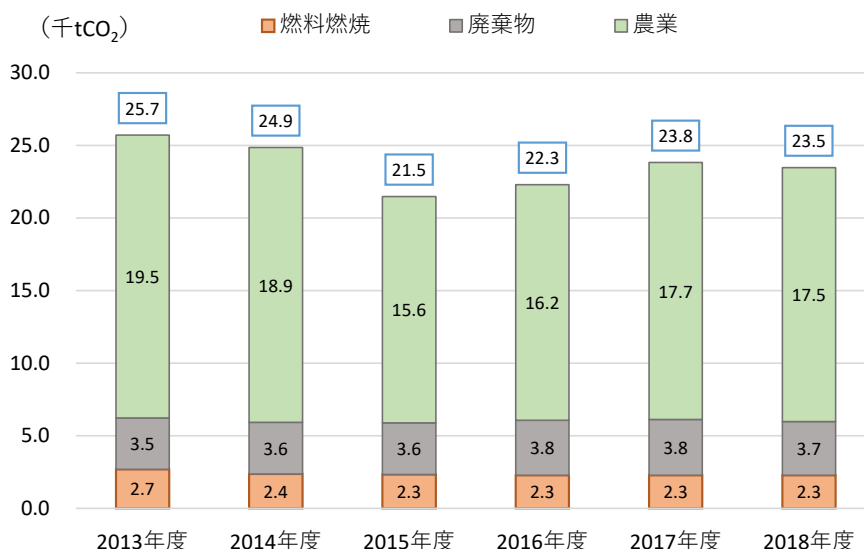
注) 「標準的手法」(全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法)による全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値データ。四捨五入により割合の合計が 99.9%となっている。

資料) 環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」

②エネルギー起源 CO₂ 以外【メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)】の排出量推移

エネルギー起源の CO₂ 以外の排出量は農業分野の排出量が最も多いのが特徴です。農業分野でも家畜の排出量が多くなっています。そのため、家畜の飼育頭数の増減が直接影響します。排出量全体の推移をみると、2015 年までは減少傾向にありましたが、2016 年、2017 年は増加した後、2018 年に減少に転じています。

図表 4-4 エネルギー起源 CO₂ 以外の排出量の推移



注) 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」に沿って推計資料) 第3次飯塚市環境基本計画・基礎調査報告書

図表 4-5 分野別・ガス別 エネルギー起源 CO₂ の推移

(千 tCO₂)

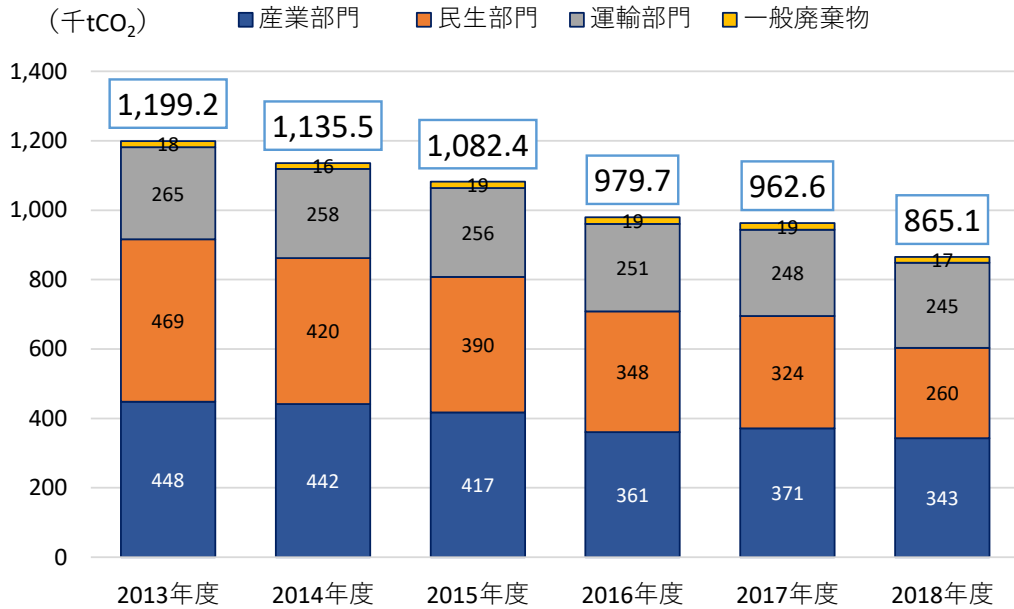
ガスの種類	年度	分野					計
		自動車	廃棄物		農業		
			一般廃棄物	排水処理	家畜	農産物	
メタン (CH ₄)	2013	0.17	0.02	1.83	0.42	5.52	7.97
	2014	0.16	0.02	1.84	0.39	5.36	7.77
	2015	0.15	0.02	1.85	0.31	5.20	7.52
	2016	0.14	0.02	2.01	0.31	5.12	7.60
	2017	0.14	0.02	2.03	0.42	5.08	7.69
	2018	0.13	0.02	1.96	0.44	4.92	7.47
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2013	2.50	0.60	1.09	13.38	0.17	17.75
	2014	2.20	0.61	1.08	13.02	0.17	17.08
	2015	2.17	0.60	1.10	9.93	0.16	13.96
	2016	2.12	0.60	1.17	10.65	0.16	14.70
	2017	2.14	0.60	1.18	12.06	0.16	16.14
	2018	2.13	0.59	1.14	11.97	0.16	16.00
合計	2013	2.68	0.63	2.92	13.80	5.69	25.72
	2014	2.36	0.63	2.92	13.41	5.53	24.85
	2015	2.32	0.62	2.94	10.23	5.36	21.48
	2016	2.26	0.62	3.18	10.95	5.28	22.30
	2017	2.28	0.62	3.21	12.48	5.24	23.83
	2018	2.26	0.61	3.10	12.41	5.08	23.47

注) 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」に沿って推計資料) 第3次飯塚市環境基本計画・基礎調査報告書

③市域全体での温室効果ガス排出量（CO₂換算）の推移

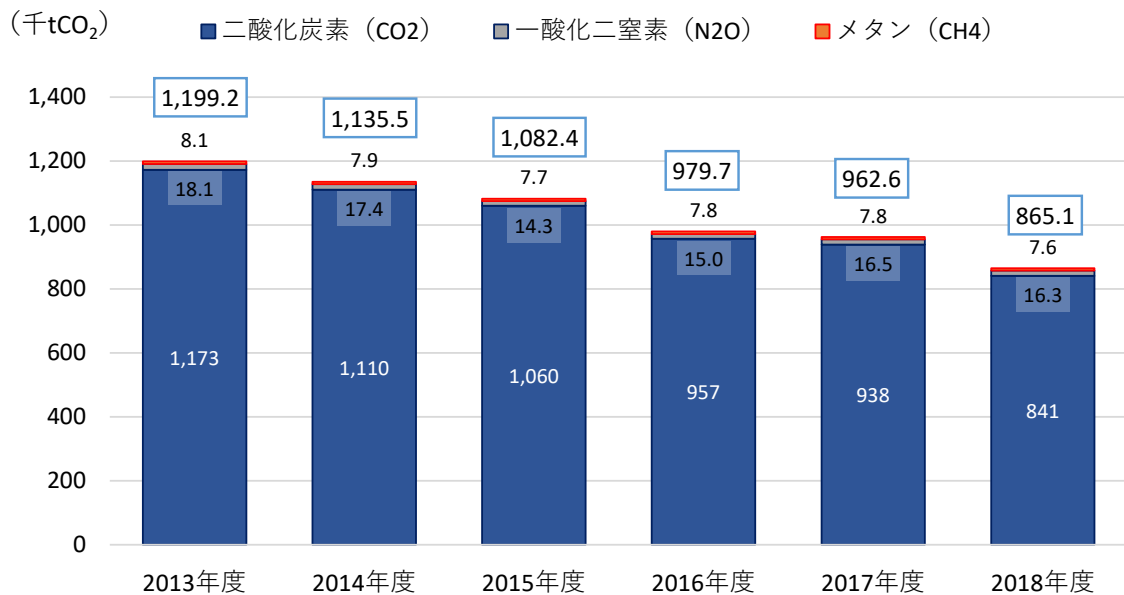
メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）を含めた、市域全体での温室効果ガス排出量（CO₂換算）は、2013年度の1,199.2千tCO₂ピークに一貫して減少傾向にあり、2018年度は865.1千tCO₂まで減少しています。また、エネルギー起源のCO₂が全体の約97.2%を占めています。

図表 4-6 部門別温室効果ガス排出量（CO₂換算）の推移



注) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」に沿って推計資料) 第3次飯塚市環境基本計画・基礎調査報告書

図表 4-7 温室効果ガス別排出量（CO₂換算）の推移



注) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」に沿って推計資料) 第3次飯塚市環境基本計画・基礎調査報告書

(4) 本市における温室効果ガスの削減目標値

①国の削減目標値（保留）

我が国においては、2020年10月に日本政府として、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、2021年4月の気候サミットで「日本の2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%減の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。これを受け2021年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、公布され、同年●月には地球温暖化対策計画が改定されました。なお、国の削減目標の部門別削減率は図表4-8のとおりとなっています。

※国からの正式発表は未定

図表 4-8 国削減目標の部門別削減率

単位：百万t-CO₂

部門	年度	2013年度	2030年度	対2013年度比
		<基準年度>	<目標年度>	
二酸化炭素		1,317	747	-43%
エネルギー起源起源		1,235	677	-45%
エネルギー転換部門		106	56	-47%
家庭部門		208	70	-66%
業務部門		238	116	-51%
産業部門		463	289	-38%
運輸部門		224	146	-35%
非エネルギー起源		82.3	70.0	-15%
メタン		30.0	26.7	-11%
一酸化二窒素		21.4	17.8	-17%
代替フロン等4ガス		39.1	21.8	-44%
森林等吸収源対策		—	-47.7	—
合計		1,408	766	-46%

注：四捨五入の関係で合計が一致しないことがある

資料) 福岡県第3回福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会「福岡県地球温暖化対策実行計画（素案）（全体）」より抜粋

②福岡県の削減目標値

福岡県では、国が掲げている将来あるべき姿「2050年温室効果ガス排出ゼロ」を踏まえ、2050年の目指すべき姿、長期目標として温室効果ガス排出実質ゼロを目指すとし、2030年度までに必要となる具体的な省エネ対策や再エネ導入目標を積み上げ、県における2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減するとしています。

図表 4-9 福岡県削減目標の部門別削減率

(単位: 万t-CO₂)

部門	年度	2013年度	2018年度		2030年度			
			排出量	2013年度比	特段の対策を講じない場合(※1)		対策を実施した場合(※2)	
					排出量	2013年度比	排出量	2013年度比
二酸化炭素		6,100	4,688	-23%	4,512	-26%	3,279	-46%
エネルギー起源		5,402	3,961	-27%	3,861	-29%	2,686	-50%
エネルギー転換部門		65	44	-32%	61	-6%	37	-43%
家庭部門		1,009	497	-51%	486	-52%	323	-68%
業務部門		1,113	585	-47%	612	-45%	468	-58%
産業部門		2,247	1,914	-15%	1,805	-20%	1,258	-44%
運輸部門		969	921	-5%	896	-7%	601	-38%
非エネルギー起源		698	727	4%	651	-7%	593	-15%
工業プロセス分野		613	582	-5%	551	-10%	509	-17%
廃棄物分野		85	145	72%	100	18%	85	0%
メタン		36	33	-9%	30	-16%	30	-16%
一酸化二窒素		44	41	-6%	33	-23%	33	-24%
代替フロン等4ガス		7	8	8%	8	1%	7.5	1%
温室効果ガス排出量 合計		6,187	4,769	-23%	4,583	-26%	3,350	-46%
森林等の吸収源対策による吸収量		-79	-54	-32%	-54	-32%	-54	-32%
排出量 - 吸収量		6,108	4,716	-23%	4,529	-26%	3,296	-46%

注) (※1) 特段の策を講じない場合: 今後、これまでと同様の対策しか実施せずに推移した場合

(※2) 対策を実施した場合: 現在実施している対策に加え、今後実施すべき対策の効果を考慮した場合

資料) 福岡県第3回福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会「福岡県地球温暖化対策実行計画(素案)(全体)」より抜粋

③本市の削減目標値

飯塚市では、国や福岡県の目標設定を踏まえ、中期目標値、長期目標値を以下のように設定します。

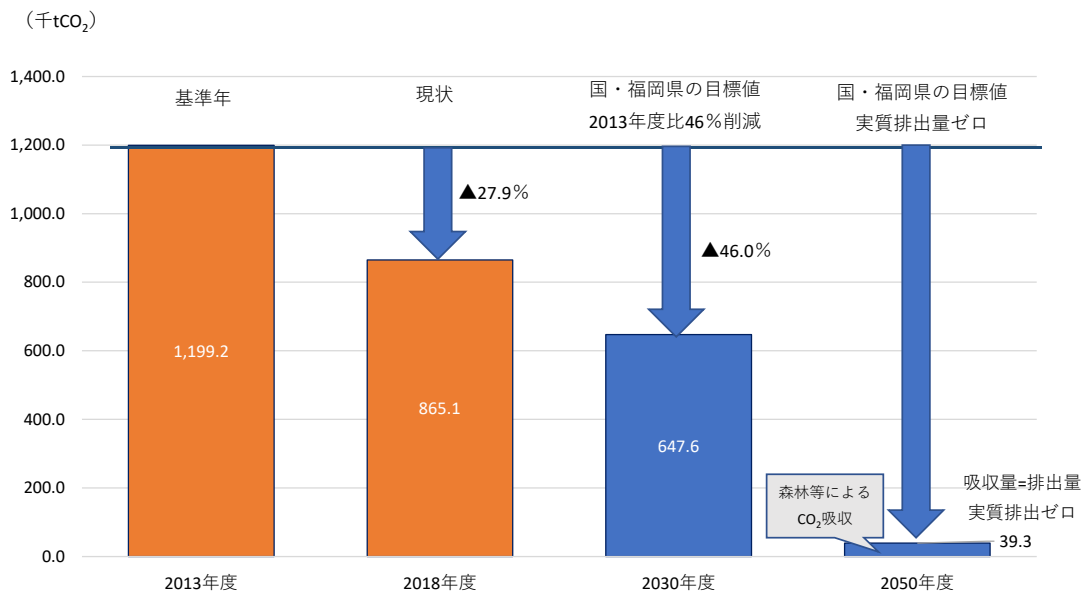
中期目標値（2030年度）

2030年度における飯塚市の温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）から46%削減します。

長期目標値（2050年度）

2050年度に飯塚市の温室効果ガスの排出実質ゼロを目指します。

図表 4-10 温室効果ガス削減目標イメージ



注) 2018年度以降、森林管理により市域の森林が毎年一定のCO₂を吸収すると想定。2050年の吸収量は2018年度の年間吸収量の推計値

図表 4-11 飯塚市の温室効果ガス削減目標の部門別削減率

部門	2013年度	2018年度		2030年度	
	排出量 (千tCO ₂)	排出量 (千tCO ₂)	2013年度比 (%)	排出量 (千tCO ₂)	2013年度比 (%)
二酸化炭素	1,173.0	841.1	28.3	627.1	47.0
エネルギー起源	1,156.1	825.0	28.6	610.2	47.0
家庭部門	202.8	103.0	49.2	72.6	64.2
業務部門	262.6	153.7	41.5	118.8	54.7
産業部門	428.4	325.7	24.0	250.5	41.5
運輸部門	262.4	242.7	7.5	168.3	35.9
非エネルギー起源	16.9	16.1	4.6	16.9	0.0
一般廃棄物	16.9	16.1	4.6	16.9	0.0
メタン	8.1	7.6	6.2	6.8	16.0
一酸化二窒素	18.1	16.3	9.7	13.7	24.0
合計	1,199.2	865.1	27.9	647.6	46.0

注) 部門別の目標値については、飯塚市の温室効果ガスの排出量の推計対象となる対象とすることが望まれる部門・分野に基づき福岡県の2013年度比を調整

【重点施策】

基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組 「教育・協働・連携の推進」

【施策方針①】 情報発信手段の多様化



(1) 現状と課題

近年、スマートフォン、タブレットの普及や ICT の発展によって日常生活における情報発信のデジタル化が大きく進展しています。それに伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのアプリケーションサービスの利用は、多様な世代に浸透しています。

飯塚市が市民に向けて発信する情報手段も、紙媒体の広報いづかをはじめ、ウェブサイト（ホームページ）での情報集約・発信、各種 SNS の活用など、多様化しています。しかしながら、情報手段が多様化する一方、受け取る市民側では、特に若い世代が行政の情報に触れる機会が少ないことに加え、デジタル化に不慣れな高齢層もまだ多く、情報が自治体側からの一方通行になっているという課題が挙げられます。そのため、多様化する媒体の長所や媒体を利用する層の傾向を把握し、目的に適した情報発信手段を選択、組み合わせることが重要です。

(2) 取組の方向性

①多様な媒体による情報発信

飯塚市では、ウェブサイトや広報誌（広報いづか）、自治会（隣組）回覧板などで、生活に関する情報発信を行っています。また、スマートフォンやタブレットの普及により、手軽に即時性の高い情報を市民に届けることができるようになってきました。様々な手段が普及するなか、各媒体の特性を踏まえ、デジタルとアナログ（紙面）の効果的な組み合わせによる情報発信を行います。情報発信が自治体側からの一方通行とならないように、市民に興味を持ってもらえる情報の収集、表現の選択を心がけます。また、幅広い市民に情報が届くよう、自治体が管理する媒体以外にも、地域のメディアや民間施設などとの連携も進めます。

②ICT を活用した多様なコミュニケーション手段の導入

飯塚市では、AI 技術を活用し、市のウェブサイト上で手続きや制度、ルールなどについて市民の質問に自動で回答するシステムを導入しています。AI の学習データを増やし、市民のあらゆる疑問に対応できるようにシステムを進化させていきます。また、ごみ出しや資源回収の方法、生活における省エネ対策、環境イベントなどの情報を定期的に配信できるアプリケーションの導入を検討します。

(1) 現状と課題

環境課題の解決に向けては、市民一人ひとりが自分のこととして考え、実際に活動する事が非常に重要です。しかし、市民アンケート結果をみると、ごみ出しルールを守ったり、節電・節水など省エネルギー行動など家庭でできることへの取組は進んでいるものの、自治会活動や市、環境団体が開催するイベント・活動への参加は進んでおらず、今後も参加する予定がないとする人が多くみられました。

飯塚市では、自治会への加入世帯の減少や環境団体を牽引する人材の高齢化など、地域活動、コミュニティの維持・拡大が重要な課題となっています。市民、環境団体、事業者、学校、行政などそれぞれの主体が連携し、市民や各主体が気軽に環境活動を始められるような仕組み作りや、新たな組織、コミュニティ形成の支援体制の構築が求められます。

(2) 取組の方向性

①自治会・交流センターの活用による地域コミュニティの活性化

核家族や単身世帯、共働き世帯の増加など世帯環境の変化や生活様式の多様化、地域に対する考え方の変化により、地域活動に積極的に参加しない人が増加しています。日々の生活で忙しく、継続的な地域活動への参加が難しい世代については、スポット的、断続的であっても気軽に活動に参加できるような、様々な場や機会を多くつくり、地域コミュニティの一員としての認識を高めてもらうことが重要です。自治会や交流センターでのイベントや交流を積極的に支援することで、一人でも多くの市民のコミュニティ活動への参加を促していきます。

②多様な主体、世代が気軽に情報交換できる場の創出支援

市民ワークショップに参加した市内大学に通う大学生からは、環境活動やイベントに参加したい気持ちはあるが、どこに情報があるのか、誰にコンタクトをとれば参加できるのかわからないなどの声が多く聞かれました。また、年代にかかわらず、気軽に環境やコミュニティ活動などに関する情報交換ができる集いの場、おしゃれなカフェが欲しいなどの要望もありました。

環境活動や地域コミュニティを牽引してきた人材の高齢化や人員の減少などが課題となるなか、若い世代を取り込むためには、気軽に誰でも利用できるような情報交換の場をつくり、活動への参加者を増やしていくことが重要となります。そのため、様々な主体や世代が環境や地域の情報を交換、発信できる場の創出を支援します。また、若い世代の視点やアイデアで環境や地域の課題を解決していくため、定期的なワークショップの開催など、市内の高校や大学と連携した多世代型のイベントや活動を支援します。

③環境保全団体などのネットワーク形成支援

水辺の環境が豊かな飯塚市では、遠賀川や穂波川など水環境保全団体や、まちづくり推進の一環として環境保全に取り組む団体などがあります。複雑化する環境課題に対応していくためには、団体間の連携、ネットワークを強化し、多面的にアイデアを出し合い活動を広げていくことが重要です。活動団体の側面支援に加え、環境関連団体のみならず、多様な活動団体をつなげていくネットワーク形成に関しての支援を積極的に行います。

(1) 現状と課題

世界規模で拡大・複雑化する環境課題を解決していくためには、社会全体で環境への関心を高め、常に環境に配慮した行動となるようなライフスタイルやビジネススタイルへの転換を急速に進める必要があります。環境課題を解決し、持続的な社会を構築していくためには、市民一人ひとりが自ら学び、問題の本質を理解し、解決策を実行する力を身に付けていくことが重要です。

市民アンケートをみると「環境教育・学習と実践活動の充実」の施策については、満足度、重要度ともに中位に位置しており、さほど市民の関心は高くありませんが、教育・学習は人々の行動の基礎となるため、最も重要視すべき分野の1つです。SDGsの達成に向けても、「教育がすべてのSDGsの基礎」といわれています。そのため、正しい知識を身に付け、自ら考え行動できる人材を育てる教育・学習、体験の場の充実が必要となります。また、環境教育や学習を担う人材の育成も求められます。

(2) 取組の方向性

①エコ工房、コミュニティセンター・交流センターを活用した講座、セミナーイベントの拡充支援

地域の環境団体や大学、事業者などと連携し、多様な世代が楽しみながら、気軽に参加・学習できる講座やセミナー、イベントの企画・開催を支援します。国や県、大学、環境団体などが主催する人材育成事業などへ市民の積極的な参加を促し、地域で講座やセミナーの講師を担う人材を育成します。

地元の自然、文化、歴史などの専門家や、地域の環境団体、大学関係者など講師を担う人材の情報を収集・集約し、ニーズや時勢に応じた教育・学習を提供できる体制を構築します。

②専門家による自然観察会の開催

体験型の学習は、知識や理解をより深めると同時に、実際の行動に結びつけるために大切な役割を果たします。また、地域の自然環境を身近に感じることは郷土への愛着にもつながります。そのため、地元の専門家などの協力を得て、定期的に地域の自然観察会を開催します。

③小中学校における環境教育の推進

環境問題は、生活に密着した身近なものから、地球温暖化や生物多様性の損失など、地域や国を越えた世界レベルでのものまで幅広く、「環境」「社会」「経済」が相互に密接に関係しているため、そのバランスを保つことが重視されます。そのため、環境教育による持続的・総合的な視点を持つ人材を育てることが重要になります。環境教育は、平成18(2006)年改正の教育基本法、平成19(2007)年改正の学校教育法において、教育の目標の1つとして位置づけられています。さらに、持続可能な社会の創り手を育てる教育であるESDとして展開されています。小中学校における環境教育では、タブレットなどのICTの活用により、国際的な視点に立てる情報の収集、アイデアの創出などにも取り組みます。

資料編

1. 策定過程
2. 審議会委員一覧
3. 用語集